

岩手県告示第566号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条第3項の規定により、久慈市の地籍調査を平成29年7月11日次のとおり国土調査として指定した。

平成29年7月21日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 調査を行う者の名称 久慈市
- 2 調査地域 久慈市小久慈町の一部
- 3 調査期間 平成29年7月12日から平成30年3月31日まで